

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

諸物価高騰、賃金上昇等の経済状況を鑑み、墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。

2 改正内容

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正（令和7年6月4日公布、同日施行）により引き上げられた費用弁償額の上昇率を基に、投票管理者及び投票立会人の報酬額の一部を改定する。

	現行	改正案
投票管理者	17,000円	20,000円
投票管理者・半日	9,500円	10,000円
投票立会人	14,000円	16,000円
投票立会人・半日	8,000円	変更なし
期日前投票管理者	15,000円	18,000円
期日前投票管理者・半日	8,500円	9,000円
期日前投票立会人	12,000円	14,000円
期日前投票立会人・半日	7,000円	変更なし

3 施行期日

公布の日から施行する。